

福岡市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領

(平成 14 年 6 月 20 日制定)

(平成 24 年 4 月 1 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」(平成 13 年 3 月 30 日市長決裁)第 7 条第 2 号に規定する附属機関等の会議の開催の公表の方法を定めるものとする。

(会議の開催の公表の方法)

第 2 条 附属機関等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、附属機関等の会議を開催する日(以下「開催日」という。)の 2 週間前までに、「附属機関等の会議開催のお知らせ」(別記様式)を総務企画局行政部情報公開室(以下「情報公開室」という。)に提出しなければならない。

2 情報公開室は、当該会議の開催日の前の週の月曜日から開催日の属する月の翌月の末日までの間、「附属機関等の会議開催のお知らせ」を情報プラザに備え置くとともに、次に掲げる事項を本市のホームページに掲載する。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題及び公開・非公開の別
- (4) 問い合わせ先

3 前 2 項のほか、事務局は、報道機関への資料配付、会議の開催場所への掲示その他適当な方法により、会議の開催を公表するよう努めなければならない。

(公表の方法の特例)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報公開室長と協議の上、当該附属機関等においてあらかじめ会議の開催の公表の方法を定めることができる。

- (1) 会議の開催の頻度が著しく高いとき。
- (2) 区、地域又は施設ごとに同種の附属機関等が設置されているとき。
- (3) その他前条の公表方法によることが困難と認められるとき。

附 則

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から施行し、同年 7 月 15 日以後に開催される附属機関等の会議について適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。